

重要事項説明書



社会福祉法人がじまる福祉会

あはごん保育園

〒901-0301 沖縄県糸満市字阿波根751-7番地

TEL 098-852-3011

FAX 098-852-3022

ホームページアドレス <http://ahagon.net/>

*保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1、事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 がじまる福祉会
事業者の所在地	〒901-0301 沖縄県糸満市字阿波根751-7番地
事業者の電話番号・FAX	TEL 098-852-3011 FAX 098-852-3022
代表者氏名	理事長 当銘 美江子
定款の目的に定めた事業	イ) 保育所の経営 ロ) 小規模保育園の経営 ハ) 放課後児童クラブの経営 ニ) 相談支援事業の経営

2、施設の概要

種別	保育所						
名称	社会福祉法人 がじまる福祉会 あはごん保育園						
所在地	〒901-0301 沖縄県糸満市字阿波根751-7番地						
電話番号	TEL 098-852-3011						
FAX	FAX 098-852-3022						
ホームページアドレス	http://ahagon.net//						
施設長氏名	当銘 秋乃						
開設年月日	平成19年4月1日						
利用定員 120人 (年齢別)		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	組名	ひよこ	りす	うさぎ	ぼんだ	きりん	ぞう
	人数	12人	18人	18人	24人	24人	24人
職員体制 (園児数によって変動有)	施設長	1人					
	副施設長	1人					
	保育士	19人					
	調理員	4人					
勤務体制	主にシフト制						
取扱う保育事業	通常保育、延長保育、障害児保育						
事業所番号	4701-614185-3						

3、施設・設備の概要

		本園		分園	
敷 地 面 積		2191.09 m ²		433.88 m ²	
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 地上2階		鉄筋コンクリート造 地上2階	
	延 床 面 積	1207.74 m ²		281.84 m ²	
施設設備の数と面積	乳 児 室	2 室	45.1 m ²	1 室	70.29 m ²
	ほ ぶ く 室	1 室	30.25 m ²	1 室	43.65 m ²
	保 育 室	4 室	163.5 m ²		
	遊 戯 室	1 室	182.0 m ²		
	調 理 室	1 室	32.12 m ²		
	調 乳 室	1 室	3.30 m ²	1 室	9.61 m ²
	幼 児 用 ト イ レ	4 室	55.21 m ²	1 室	17.01 m ²
	医 務 室	1 室	8.25 m ²		
	事 務 室	1 室	21.55 m ²	1 室	8.24 m ²
屋 外 遊 戯 場 (園 庭)		412.4 m ²		108.42 m ²	

4、施設の目的・運営方針

目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら安全を守るような生活習慣及び態度を身につける。 ・自分を好きになれる（自尊感情）をもてる心を育む。 ・豊かな情操、思考力、表現力の基礎を培う。
運 営 方 針	<p>子どもの人権や主体性を尊重し、子どもの最善の利益（幸福）の為に職員一同豊かな愛情と専門性を持って接し、子どもたちが望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う為に、養護と教育が一体となった『未来を見据えた総合的な教育・保育』を行う。また地域の交流を積極的に行い地域で子どもを育てる環境づくりを行う。</p>

5、保育・教育を提供する日

開 所 日	月曜日から土曜日
休 園 日	<p>日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日</p> <p>12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日、 慰霊の日</p>

6、保育標準時間認定に関する保育時間（11 時間）

月曜日から土曜日の保育時間（11 時間）	午前 7 時から午後 6 時まで
延長保育時間	夕：午後 6 時から午後 7 時まで

7、保育短時間認定に関する保育時間（8 時間）

月曜日から土曜日の保育時間（8 時間）	8時00分から16時00分まで 8時30分から16時30分まで
---------------------	------------------------------------

8、利用料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料
延長保育料	300円/1回 契約の場合は4,000円/月（2児3,000円 /3人目2,000円）
給食提供	最大月額6,500円
保護者会に関する料金	年間6,000円（4か月に2,000円ずつ徴収）
その他の料金	新学期用品代など

9、支払方法

口座振替	前月27日集金 ※初回月27日は当月と翌月の2か月分が引き落とされます ※別紙添付
------	---

10、利用の開始・終了・留意事項

（1）利用の開始について

当園では、糸満市の利用調整に基づき当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

11、提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

子ども達の事を第一に考えた保育を行い、登園を楽しみにし、保護者が安心して預けられる事が、子ども達の心の安定となり、健全な発育につながると考えます。

また自己決定の出来る子どもに育つよう、自由に考え、行動出来る環境を配慮します。自分で考え、工夫して遊べるように、自由な空間や考えて遊ぶ玩具の提供を心掛け、強制や押し付けをせず、禁止言葉を少なくするようにしていきます。

【法人理念】

地域の中でそれぞれの違いを認め合い、共に生き、社会を形成する。

【基本理念】

大地に根を張るがじまるは 生きる力がすごいだ
やさしくこぼれる木漏れ日は 笑顔と希望を未来へ紡ぐ
きみはきみで ぼくはぼく みんな大好き大きな輪
自分の根っこ 広がる世界

- 私たちは、どんな変化の中でも 未来を切り拓く生きる力を育てます。
- 私たちは、社会の中で様々な違いを認め、生きる喜びを分かち合います。
- 私たちは、ここに集うすべての人を優しい笑顔で受け入れ、共に歩んでいきます。

【保育方針】

養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもも育成するとともに、『生きる力』が育つ環境を追求する。

- 活動を楽しみながら、子ども自ら課題を見つけ、考え、工夫し、自立を育む環境を整える。
- 日々の生活の連続性の中で様々な興味や関心を持ち、生きる力の基礎を培う環境を整える。
- 地域の様々な人や資源の中でのびのびと自発的な遊びを通じ、豊か感性、創造力、科学的思考の芽生え、人の関わる力を育む環境を整える。
- 自分を大切にし、友達を大切にすることを育み、お互いの想いや考えを尊重し、話し合い、協力し合える協同性を育む環境を整える。

【保育目標】

- 1、心身共に健康で情緒の安定した子
- 2、友達を大切にし、友達の中で育つ子
- 3、自分を主張できる子

【毎日の保育・教育のだいたいの流れ】

時間	0、1 歳児	2、3、4、5歳児
7:00	開園 順次登園	開園 順次登園
8:30 9:00 9:30	保育短時間（8 時間）開始 順次登園 おやつ 遊び（室内外）散歩等	保育短時間（8 時間）開始 順次登園 遊び（室内外）散歩等
10:30	食事（年齢によって前後します）	食事
11:00		
12:00	お昼寝（年齢によって前後します）	
13:00 14:30 15:00	目覚め おやつ	お昼寝 目覚め おやつ
15:30	遊び（室内外）	遊び（室内外）
16:00	順次降園	順次降園
18:00 19:00	標準時間終了 延長保育開始 閉園	標準時間終了 延長保育開始 閉園

【行事】

保育園では、日常の保育と調和のとれた内容の行事を行っています。それぞれの年齢や成長発達にふさわしい活動で、楽しく意欲的に参加でき、生活体験が豊かなものになるよう配慮して実施しています。また行事を通して日常の園生活に変化と潤いをもたせたいと考えています。保護者に参加していただく行事（運動発表会・わんぱくまつり・生活発表会）以外は、自由参加です。詳しくは、園の『年間行事予定表』をご覧ください。なお、保育園敷地内では禁煙・禁酒にご協力頂いています。また、園周辺への駐停車は禁止となります。

【保育士業務改善の為のICT化】

保育園では社会的問題でもある保育士の業務改善に取り組んでおります。そのうえで、保護者の皆様にはICT化のご協力をいただきます。お手数をおかけしますが、社会的問題の解決のため、ご理解お願い申し上げます。

【保育計画（年間）】

ク ラ ス	保 育 計 画
0 歳 児	一人ひとりの生活リズムを大切に、信頼関係を築き、安心して園生活を楽しむ。衛生的で安全な環境を作り、健康的に過ごせるようにすると共に情緒の安定を図る。発達にあわせて離乳への完成へ導くと共に、歩行の開始や発語への意欲を育む。保護者と連携を取り、信頼関係を築きながら成長や子育ての楽しさを共有する。
1 歳 児	健康的な生活リズムと基本的な生活習慣を身につけ、生理的欲求を満たしながら安定感をもって生活する。保育者との信頼関係を築き、周りの大人や子どもに関わる。自然や身近な物に触れたり、自由に行動して探究活動を楽しむ。言葉の理解や発語への意欲を育て、言葉を発することを楽しむ。
2 歳 児	身の回りのことを自分でしようとする気持ちを育む。全身や指先を使った遊びを十分に楽しみ、健康な体づくりをする。保育者の仲立ちによって模倣やごっこ遊びを楽しみながら、友だちとの関わりを広げていく。
3 歳 児	基本的な生活の流れがわかり、生活に必要な事を自分でしようとする気持ちを育む。体を十分に動かして様々な遊びを友だちや保育者と楽しむと共に、親しみをもち安心して園生活を過ごす。自分の思った事や感じた事を言葉で伝えたり、相手の話を聞き、様々な体験を通して豊かな感性や表現力を育む。
4 歳 児	園生活に慣れ、喜んでいろいろな活動に取り組み日常生活に必要な習慣や態度を身につける。一人ひとりの欲求を十分に満たし、安心して集団生活を送れるようにする。様々な遊びに興味を持ち、保育者や友だちとの関わりを広げる。いろいろな経験を通じて自分で考え、言葉で気持ちを表現する力を身につけ、人の話を落ち着いて聞く。
5 歳 児	基本的な生活習慣を身につけ進んでいき、就学の円滑な接続に繋げる。仲間との関わりを通して、社会生活における必要な態度を身につけ、協力し合う大切さを知る。目標に向かって取り組み、最後までやり遂げる達成感や喜びを味わう。自分の気持ちや出来事を相手に伝える楽しさ、共感してもらえる喜びを感じ、話を集中して聞く態度を養う。

自園では保育所保育指針の考えに則り、コーナー保育などの様々な活動を、子ども自身が自分の活動を選び異年齢で活動しています。また、制作などの活動についても、同様です。

同年齢活動もありつつ異年齢や障害の有無など、インクルーシブ保育の活動を通して同年齢などの決められた集団生活だけでは味わえない様々な育ちが期待できます。よって3、4、5歳児クラス(異年齢クラス)を基本軸として遊びを構成しています。

3、4、5歳児は自身で伝えるという事、子どもの意思表示がしっかりしてくるため、家庭での会話の促進、子ども自身で伝えられるように導くという考え方で、自園では個別のお便り帳記入からICT化、電子アプリの一斉配信へと移行しました。

その上で、体調が少し思わしくない時、何か伝えたいことがあった時などは、連絡帳アプリに記載、または送迎の際に伝えております。

緊急性が高いことや重要な事柄ではない限り、なるべく子供が自分で伝えられるよう導けるようご家庭でもご協力よろしく願いいたします。

12、業務の質の評価について

保育所の自己評価

実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い年1回、自己評価を実施

13、保護者との連携について

保護者と保育園とで、日々の連続性を大切にして連携を取り合い、健やかな成長を育みます。園だより等を配信して、園の様子をお伝えします。毎日の送迎でのやりとりをはじめ、連絡帳アプリ、個人面談、懇談会、保育参加参観等で日頃からご意見を伺い、保育に活かし、より良い保育につなげていきます。心配なこと、疑問に思うことなど何でもお気軽に園長、職員にお声かけ下さい。

14、地域の育児支援について

当園では、地域の親子へ以下のような育児支援を行っています。

【一時保育】

非定型定期、緊急、リフレッシュ、1～5歳児 月～金9:00～17:00

3歳未満児：上限1,700円（1時間300円）、3歳以上児：上限1,400円（1時間160円）

その他 食事500円

【保護者向け勉強会】 1年に1回園に講師を招いて実施します

【育児相談】 予約制：随時（お電話下さい）

【園行事への参加】 わんぱくまつり、運動発表会、移動動物園、人形劇

15、おひるね

季節や活動状況と年齢に応じて、子どもの疲労に注意しながら適切な休養が取れるように配慮し、お昼寝をしています。

1. 掛敷き布団カバーは個人で用意して頂きます。（横開きでマジックテープ、ファスナー、スナップ、ボタンなどで留めるようにしてください。手作り、市販等自由です。）
2. 分園（0～1歳児クラス）に関しては、お子さんの取り外しの出来ないタイプのカバーの使用をお願いします。

※枕は持たせないでください。衛生上、毎週末カバーは外し、お洗濯をお願いします。

3. ご家庭と相談のうえ、5歳児は希望者のみです（体調不良や寝不足、疲労時には眠ります。）

16、給食の提供について

給食は、お子さんの健全な発育及び健康の維持・増進の基盤であるとともに、「おいしい」「楽しい」という情緒的機能や、食物を大切にすることやマナーを教えるなどの教育的な意義があります。

【給食の提供にあたって】

(1) 給食の提供にあたって

- ・自園調理
- ・献立の提供
- ・食育の取組
- など

(2) 給食の時間について

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時00分頃	10時45分頃	15時頃	
1歳児	9時00分頃	11時00分頃	15時頃	
2歳児		11時15分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時45分頃	15時頃	
5歳児		12時00分頃	15時頃	

(3) アレルギー対応について

- ・あはごん保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。
- ・生活管理指導書の提出、除去食の提供など

【献立提供】

前月末に翌月の献立表を配布します。

当日の給食の献立は、玄関先に設置している展示食にてご紹介します。

※離乳食の果物については、窒息の危険性があり安全性を考慮し、幼児食からの提供となります。

【食育の取組】

食事に必要な基本的な生活習慣を身につけながら、いろいろな食物に興味をもち、楽しく食べられるように、栽培、調理体験、お手伝い、テラスランチ、バイキングなどを取り入れ、楽しく食べられるようにします。

17、障害児保育

障害児を積極的に受け入れ、実施の際には保護者との面談を行って予め家庭での様子を伺い、日々「連絡ノート」や口頭でのやりとりで信頼関係を築き、関係機関とも連携をとりながら支援します。市からの加配 人数により職員が担当して保育にあたりますが、担任だけでなく園全体で、共通理解をもって子どもの状態を把握できるよう「指導計画」「個人保育日誌」を作成し、会議を実施して、よりよい成長つなげられるようにします。

18、医療的ケアが必要な児童の保育について

実施の際には予め保護者との面談を行って、家庭での様子や緊急時の対応方法等必要事項を園長、看護師、保育士が伺い、配慮点を把握します。日々「連絡ノート」や口頭でのやりとりで信頼関係を築き、関係機関とも連携をとりながら支援をします。担任だけでなく園全体で、共通理解をもって子どもの状態を把握できるよう「指導計画」「個人保育日誌」を作成し、会議を実施して、安全に生活し、よりよい成長つなげられるようにします。

19、健康診断・健康管理について

子ども達が元気で健やかに成長していけるように、保護者の皆様と保育園が連携して過ごしていきたいと思えます。

(1) 健康診断

定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

・園児健康診断	全園児 2回（嘱託医）
・歯科健診	全園児 2回（嘱託歯科医）
・尿検査	全園児 2回
・身体測定	全園児 毎月1回

- ・園で行われる尿検査を提出できなかった場合は、各自病院で検査することになります。その際は、自己負担となります。

(2) 健康管理、病気のときの対応

*集団生活を始めるにあたり、定期予防接種は必ず受けて下さい。また任意のもの接種もお勧めします。

予防接種を受けた時には、担任にお知らせ下さい。※朝の受け入れは原則禁止

*保育園は低年齢の集団生活で、蔓延や重篤化し易い為、早めの対応と無理な登園は控えて頂きますようご協力をお願い致します。

【健康管理】

集団生活が出来る状態での登園となり、受け入れ職員に体調についてお知らせ下さい。前日までの発熱や嘔吐下痢などいつもと様子が違う時は、必ず受診してから登園して下さい。座薬を使用しての登園は出来ません。発熱以外にも全身症状をみて機嫌、食欲、睡眠、鼻水、目やに、腹痛、下痢、吐き気、嘔吐、発疹等にも留意して下さい。

※24時間以内に複数回症状【発熱、嘔吐、下痢】が見られる場合は登園をお控えください。登園目安として症状が消失・最後の症状から24時間経過していること確認後に登園していただくよう、ご協力よろしくお願い致します。

【病気の時の対応】

乳幼児は十分な免疫も獲得しておらず、抵抗力も弱く、急激に危険な状態になり易い為、早めのお迎えをお願いしております（体温が38.0℃以上(熱性けいれんありの場合は37.5℃以上)や繰り返しの嘔吐、下痢、腹痛、食欲不振、機嫌不良等の全身状態) また、体温がいつもより高い、様子が違うなどの時には、状態をお知らせします→急なお迎えに備えて、連絡がすぐにとれるよう、また、30分以内のお迎えが出来るよう(祖父母、親戚、近隣等) お願いします(予め病児保育の登録をしておくことをお勧めします) お迎えが来るまでは事務室にて体を休めて過ごします。

【与薬】

医師が必要と認めた場合に限り受け付けます(時間与薬の必要な薬剤、食事関連性の強い薬剤、熱性痙攣の予防薬、食物アレルギーの症状発現時の頓用薬など)

体調不良で受診する際には、医師に保育園に通っていることを伝え『分2処方』(1日2回の処方)や『分3処方』でも朝、帰宅後、寝る前となるようにお伝え下さい。

《与薬依頼方法》

薬は『お薬依頼書』を職員にお渡し下さい。複数ある場合はそれぞれに用紙が必要です。(塗薬や目薬はその都度お預かりして降園時にお返しします) ご家庭で薬を服用して登園した際は、お知らせ下さい。

以前処方された薬はお預かり出来ません。

厚生労働省の指導により、保育園での与薬は原則として行うことができません。しかし、やむを得ず予約が必要な場合は、保護者のみなさんから「薬依頼書」を提出いただき、保育園で与薬を行います。依頼にあたり、お子さんの安全を図るため、下記の注意事項を必ずお守りください。

- ① 原則として保育園での与薬は控えさせていただきたいので、できましたら医療機関に相談して、1日2回（朝・夕）の与薬にしてもらってください。
- ② どうしても昼食前後等に服用しなくてはならない場合は、その旨を「与薬依頼書」に記入し、登園した時に薬と一緒に必ず先生に手渡しで提出してください。（担任または受け入れの先生に一声かけてください。）
- ③ 薬には必ずフルネームで記入し、1回分のみ提出してください。
- ④ 「薬依頼書」どおりの与薬における事故については、園では責任を負いかねますのでご了承ください。
- ⑤ 下記のような場合は、与薬できません。・市販の薬を持ってきた場合（医師の処方によらない場合）・与薬依頼書がない場合、または記入漏れがあった場合・与薬依頼書の記入と薬の数が合わなかった場合・薬の容器、袋等に名前の記入が無かった場合
- ⑥ 保育園では、間違いのないよう細心の注意を図りお子さんに与薬します。近頃、アレルギー体質のお子さんも増え、体質によっては誤与薬が命取りになる場合も考えられます。大きな与薬事故を未然に防ぐためにもその点はお含みいただき、与薬を依頼される場合は、保護者の皆様にも最新の注意をはかっていただくようお願いいたします。

・お子さんの体質等で配慮が必要な場合は、予め担任までお知らせください。

・健やかな成長のために生活リズムを整えることが大切で、基本は就寝（21：00 頃）と起床（7：00 頃）です。一日を機嫌よく、楽しく過ごすことにつながります。（大人のリズムに合わせず、十分な睡眠と規則正しい生活がよりよい成長発達につながります）

・朝食は簡単なもの（パン、おにぎり、バナナ、ヨーグルト、牛乳等）でよいので、必ず食べるようにしましょう。（日中の活動源となり、機嫌や意欲に影響を与えます）

※園児の水筒の中身は、水、お茶、麦茶のみの対応となります。

20、感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又は蔓延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

* 食中毒や感染症予防の為、ペーパータオルを使用します。

【園での予防対策】

「あはごん保育園感染症予防マニュアル」を作成し、全職員が十分理解し日常的に園全体の衛生管理（室内外の環境、食事、おむつ交換等排泄等）に努めます。食材の保管調理には温度管理や加熱をして感染を防ぎます。職員は入職時に抗体検査、インフルエンザ流行期には予防接種を実施し、毎日の健康チェック等で体調管理を徹底します。園児には薄着、手洗い、うがい、咳エチケットの習慣、食生活、睡眠等年齢に合った基本的衛生習慣が身につくよう、毎日の生活を通して繰り返し丁寧に伝え、健康教育を行います。保護者には口頭やおたより、掲示で予防についてお知らせし、入室前に手指の消毒をお願いします。ご家族で発症した際には、必ず園にお知らせ頂き、やむを得ず当人が送迎する際には予め連絡をして頂き、事務室側からお預かり致します。

【発症時】

園での発症時には、保護者に連絡し、事務室で休息をとり、水分補給をして過ごしますので、早めのお迎えをお願い致します。下痢や嘔吐物がついた衣類シーツ類は感染拡大防止の為、園にて適切に処理（洗濯、廃棄など）致します。保護者には掲示、おたよりで発症状況を伝え、子どもの健康状態の把握や二次感染予防の協力をお願いしています。園内での拡大防止の為、手洗い、排泄嘔吐物処理の徹底し、消毒頻度を増やします。同一の感染症若しくは食中毒による又それらによると疑われる子が10人以上又は全体の2割以上発生した時は南部保健所告書を提出します。

【治癒後】

感染症の種類により医師記載の『登園許可証』または保護者記載の『登園届』を園に提出して下さい。

* 感染症の病気については、『感染症ガイドライン』（2012年厚生労働省作成）に基づきます。罹った場合は医師の指示に従ってください。（次ページ参照）

21、登園停止の病気

下記の疾患の場合は保育園に登園できません。治って登園する場合は[医師記載の『登園許可証』](#)をお持ち下さい。

病名	登園のめやす
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	解熱後、3日を経過するまで
風しん	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫脹が消失してから
結核	感染のおそれがなくなってから
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの

【その他の感染症への対応】

下記の疾患の場合は、[医師の許可のもと保護者記載の『登園届』](#)をお持ち下さい。

病名	登園のめやす
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 （ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
R Sウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

- ・「とびひ」は汁がつかないように覆ってください。
- ・「頭じらみ」は季節に関係なく、帽子や衣類、タオルなどを介して発生します。かゆみを伴いますので、頭を度々掻いていたら気を付けてみてください。わかった場合は速やかに皮膚科を受診して、沖縄のしらみは、駆除薬やシャンプーだけでは駆除出来ないようです。専用のくしでしっかり駆除をお願いします。

*しらみが消失して3日間はお布団についてその都度持ち帰りをお願いします

*上記の病気が発生した場合、注意喚起のため発生報告をクラスごとに掲示させていただきます。

【嘱託医】

以下の医療機関（小児科・歯科）と嘱託医契約を締結しています。

	小	児	科	歯	科
医療機関の名称	くでけん小児科		上原歯科クリニック		上地歯科医院
院長名	久手堅 修		上原 智也		上地 智博
所在地	糸満市西崎 6 丁目 11 番 8 号		糸満市西崎 6 丁目 15 番 2 号		八重瀬町宜次 706-4
T E L	098-994-2099		098-992-2888		098-998-2355

22、衛生

1. 食中毒の予防について

①食中毒予防のため、手洗いの励行をします。

②給食業務については、福祉保健センターの指導を受けるなど、衛生面に配慮すると共に、安全性にも心がけています。

2. プールの入水について

プールに入る期間は、健康面の把握を正確に行うことが大切ですので、連絡帳アプリでの健康状態【入水可・不可】のご記入等ご協力をお願いします。連絡無し、未記入の場合や皮膚トラブルに関しては入水できません。

3. 害虫について

発生源となりそうな箇所は普段の生活の中で特に注意し、定期的に業者による駆除を実施しています。

4. 歯ブラシコップについて

衛生面の配慮から毎日持ち帰り致します。毛先の確認、名前が消えていないか等のチェックをご家庭でお願いします。

23、安全

安全指導をはじめ、子どもの成長、発達に合わせた遊びの配慮と工夫を念頭において保育を行っています。

子どもは、その発達上の特性から事故を起こしやすいので、職員は日頃から細心の注意を払い事故防止に努めています。しかし、保育園は集団の為、事故が起こりやすいということをしっかりと認識してください。

万一事故が起きてしまった場合は、事故時の応急対応・事故時の連絡・事故報告など職員全員が適切に対応できるようにしています。

1. 事故防止とその対応

園舎内外及び遊具の安全点検は、職員が定期的に行っています。

【予防のためのお願い】

① 体に合ったサイズの洋服や靴を用意してください。

ズボンの裾は折り返して履くと危険ですので、ちょうどよい長さに、またサスペンダーやベルトを使用せず、

ちょうどよいサイズにしましょう。女兒もスカートではなく、ズボンやスパッツの着用をお願いします。

② フードやひも付きは避けてください(やむを得ない時は内側に織り込みます)

③ 爪が伸びていると思わぬ事故のもととなりますので、週1回は切りましょう。

④ 長い髪の毛は必ずゴムで結び、前髪は目に入らないようにしましょう。

カチューシャは使用せずに、装飾の少ないゴムでお願いします。

※ゴムタイプ、ゴムかむき出しのタイプは、誤飲の原因になる為、必ず布で覆われているゴムタイプを使用してください。

⑤ 誤飲や紛失等のトラブルのもととなる為、お子さんの靴にはキーホルダー等の付属品をつけないでください。(お守り含む)

① けがの状況により、洗浄、消毒、冷やすなどの手当てをします。

② 保護者の方への連絡は、お迎えのときにけがをした状況やその処置などをお伝えします。

③ 外見上には変化がないのに痛がるなど、受診した方がよいか判断に迷いがある場合は、大事をとって受診します。

④ 保護者の方に連絡を入れると同時に、応急処置をして病院へ連れて行きます。

その場合、希望する病院があればお知らせください。

⑤ 緊急の場合は、救急車対応といたします。

※登園、降園時の駐車場は事故や混雑を避ける為にも、速やかに車の移動をお願い致します。

また、駐車場では、お子さんの手をしっかり握り周囲の安全確認を十分に行ったうえで迎えにたくようをお願い致します。

24、緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

〈近隣の緊急連絡先〉

警 察 署	糸満市字糸満 1736 番地 6 TEL:098-995-0110
消 防 署	糸満市大里 962 番地 TEL:098-992-2026

25、非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防 火 管 理 者	當銘 秋乃（本園） 當銘 美江子（分園）
消 防 計 画 届 出 年 月 日	消防署 19年 4月 4日
避 難 訓 練	年間13回 火災・地震
防 災 設 備	消火器、火災報知器

1. 大規模地震発生の注意情報及び警戒宣言が発令された場合
 - ① 警戒宣言が発令されると同時に、解除が発令されるまで、保育園は「休園」になります。
 - ② 保育時間中に発令された場合は、速やかに保護者の方のお迎えをお願いします。
 - ③ やむを得ず、お迎えが遅れる場合は、保育園でお預かりします。

2. 保育時間中に大きな災害が発生した場合
 - ① 原則的には保育園でお迎えをお待ちしています。
 - ② 災害の状況によって、保護者の方に連絡が出来ないことも考えられますので、情報を入手次第、早急にお迎えをお願いします。また、予め保育園で指定している避難場所や災害時避難場所（地域防災拠点）、広域避難場所に移動することがありますが、この場合は保育園の入り口に掲示します。保育園で決めている避難場所を確認しておきましょう。

3. 不審者侵入等の事件防止対策や対応訓練を実施しています。

4. 各クラスと園庭に『監視カメラ』を設置して、万が一に備え録画保存出来るシステムを導入しています。

5. 定期的な園舎の見回りをはじめ、関係各機関とも情報交換をしています。

6. 避難訓練
 - ① 災害時に備えて職員による組織づくりを行い、その役割を分担しています。
 - ② 子どもの発達に応じて避難訓練の目的や意義を理解するように、毎月地震や火災を想定した避難訓練を行います。
 - ③ 消防署と連携して子どもにわかりやすい防災訓練を行います。

7. 地域防災拠点・広域避難場所

避 難 場 所	糸満市青年の家
---------	---------

あはごん保育園避難訓練・不審者訓練計画表

【年間目標】 災害発生、不審者遭遇に際し、早期安全避難、初期消火等の訓練を行い園児の安全を守る。

【訓練の原則】 ・避難訓練への関心を高め、災害時の心構えを育てる

・ 職員の言葉を聞き、速やかに行動できるようにする ・非常時の合図を知る（不審者＝「お客様が来ました」）

・ 「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」⇒『お・か・し・も』の徹底

◎初期消火訓練を毎月行う ◎点呼と残留時の確認 ◎伝達方法→発見者はPHSで園内放送や大きな声で園長、職員に知らせる

◎地震・不審者→安全な場所に避難する、ドアを開ける ◎火事→低い姿勢ぬれ、タオル、ドアを閉める

月	訓練種別・実施内容	ねらい（園児）	内容・留意点（保育士）
4月	地震9:45 (室内) 火災9:30 (室内)	・災害について知り、避難の仕方、おかしもなど約束がわかるようにする ・消火器について知る ・安全な姿勢を知る	・子どもが怖がらないように、落ち着いて行動する ・災害時の注意点（放送後静かに話を聞く、避難経路おかしも等）をわかりやすく伝える ・消火器の使用方法を理解する
5月	地震14:00 午睡中 (園庭) 火災9:40 (室内)	・午睡中の避難の方法を知る ・いつでも災害が起こることを知る ・非常滑り台（幼児）を使用しての避難をする ・園以外への避難の仕方を知る	・状況によって避難方法が変わることを把握する ・点呼をこまめに行い、人数確認をしっかりとる ・非常滑り台の使用についてわかりやすく伝える ・非常持出品や防災倉庫内物品の確認をする
6月	不審者14:30 (室内) 炊き出し訓練 (園庭)	・保育者の誘導で慌てず避難する ・不審者が来た時の合図を覚える ・様々な避難方法に慣れる。 ・園舎以外での食事について知る。	・園内放送後、適格に誘導する ・不審者について、わかりやすく説明する ・備蓄品の取扱いを覚える ・慌てずに行動できるようにする
7月	地震11:00 (室内) 火災10:40 (室内)	・食事時の避難方法について確認する ・静かに保育者の話を聞く ・非常滑り台（幼児）を落ち着いて使用する ・園以外への避難後、静かに話を聞く	・食事時で慌てないように配慮する ・食事時の避難についての配慮点を確認する ・安全に非常滑り台が使用できるようにする ・防災倉庫内の物品も携帯して避難してみる
8月	地震14:15 午睡中 (園庭) 不審者9:30 (室内)	・慌てずに午睡中の訓練に参加する ・静かに保育者の話を聞く ・不審者が来た時の避難を覚える ・落ち着いて避難する	・午睡中で不安定な子もいるので、十分配慮する ・他クラスにも配慮して、全員で取り組む ・常日頃気を付けなければいけないことを簡単に伝える
9月	火災16:00 (園庭) 地震9:00 (室内)	・降園時の避難方法について確認する ・消火器の約束を確認する ・登園時の避難について知る ・落ち着いて保育者の話を聞く	・降園時で慌てないように配慮する ・職員の役割分担を確認し、安全に注意する ・登園時の保護者にも配慮する ・人数確認をしっかりと行う
10月	地震15:00 (室内) 火事10:00 防災訓練 (園庭) 煙体験等	・おやつ時の避難を覚える ・慌てずに行動できるようにする ・消防署の指導訓練（煙体験、消火器訓練）や消防車見学をして、訓練の大切さを実感する	・おやつ時での注意点を確認する ・消防署の指導を受け、訓練で不足している部分を知り、今度の訓練に活かせるようにする ・消火器の使用方法を再確認する
11月	地震14:20 午睡中 (園庭) 火災9:30 (園庭)	・午睡中の訓練に慣れ、落ち着いて避難する ・静かに保育者の話を聞く ・放送後、指示がでたら速やかに避難する ・安全な姿勢で避難する	・午睡中で不安定な子もいるので、十分配慮する ・職員全員で協力して、避難誘導する ・誘導方法をわかりやすく伝える ・防災倉庫内の物品を出して訓練する
12月	地震11:00 (室内) 火災15:30 (園庭)	・保育者の誘導で静かに避難する ・食事時の避難方法について確認する ・どんな場合でも災害が起こることを認識し落ち着いて避難する	・食事時の避難についての配慮点を再確認する ・指示は明確に素早くできるようにする ・職員の役割分担を再確認する ・注意点をわかりやすく伝える
1月	不審者16:00 (不審者) 火災9:45 (室内)	・不審者訓練に慣れて行動する ・保育者の誘導で落ち着いて避難する ・非常滑り台（幼児）でスムーズに避難する ・園以外へ避難し、落ち着いて話を聞く	・食事時で慌てないようにする ・職員数が少ない中でも、安全をしっかり確保する ・非常滑り台は遊びではないことを再確認する ・園外からさらに避難することも想定して行動する
2月	地震14:15 午睡中 (園庭) 火災11:30 (園庭)	・午睡中の避難に慣れ、スムーズに避難する ・落ち着いて行動する ・火災時の避難方法について確認する ・安全な姿勢で避難する	・午睡中で不安定な子もいるので、十分配慮する ・他クラスにも配慮して、全員で取り組む ・避難方法などわかりやすく伝える ・人数確認をしっかりと行う
3月	地震9:45 (室内) 火災10:00 (園庭)	・異変を察知して、静かに避難する ・訓練の仕方、おかしもなどについて再確認して、訓練の重要性を理解する ・消火器の約束を確認する	・職員の役割分担を再確認する ・状況によって避難経路や方法を再確認する ・訓練の重要性をわかりやすく伝える ・非常持出品や防災倉庫内物品の確認をする

26、苦情解決制度（保育改善のためのシステム）

保育園では、日々保護者と連携を取り合い、信頼関係を築いていきたいと考えておりますので、日頃より気になる事、疑問に思う事など、教えて頂きたいと思っております。保育の質の向上の「気づき」と捉えて、保育に活かしていきます。

1. 目的

①利用者の権利擁護

苦情への適切な対応により、保育サービスに対する利用者への満足度を高めると共に利用者の権利を擁護します。

②客観性・適正性の確保

苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることで保育園の信頼を高めるとともに、適正な運営の確保を図ります。

③保育の改善

利用者からの意見・苦情等を十分配慮して、保育の改善に活かし、より質の高い保育を目指します。

2. 苦情の定義

苦情とは、保育園が提供する保育サービスの利用にあたり、利用者（保護者）からの苦情・不満・意見・要望などの申し出をいいます。

3. 保育園の苦情受け付け相談の体制

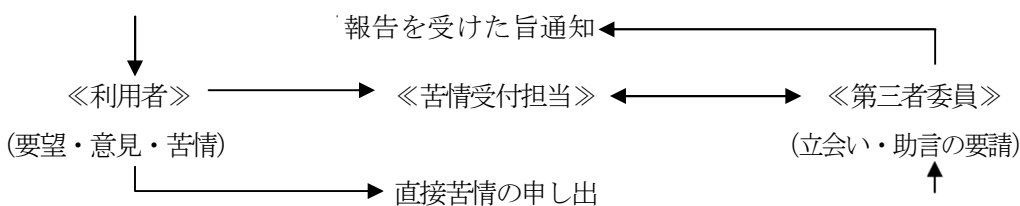
①苦情受け付け担当、苦情解決責任者は園長です。

利用者（保護者）からの意見、苦情等は随時受け付け、話し合いによる解決に努めます。

②苦情解決第三者委員は、委嘱し各園には2人の委員がおります。

苦情を申し出た利用者（保護者）や苦情解決責任者の求めに応じ、双方の話し合いへの立ち会い、助言を行います。また、利用者（保護者）は直接第三者委員の方に申し出を行うことができます。

4. 苦情解決のための仕組み



【苦情相談窓口】 要望・苦情に係る窓口を以下の通り設置しています。

相談・苦情受付担当者 解決責任者	氏名：當銘 秋乃 TEL：098-852-3011	
第三者委員 相談・苦情受付担当者 相談・苦情解決責任者	氏名：金城 妙子 TEL：090-1368-5296 役職：保育士	第三者委員
	氏名：池間 ミヨ子 TEL：080-3908-7155 役職：園長	役職・肩書等 民生委員
	氏名：當銘 秋乃 TEL：098-852-3011	相談・苦情受付担当者・解決責任者

* 受付方法：面接、電話、意見箱への投函などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

■秘密保持に関する事項■

当園の職員は、業務上知り得た利用乳幼児及び支給認定保護者の秘密を保持し、職員でなくなった後においても同様に秘密を保持します。

■地域との連携に関する事項■

運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行います。

地 域 と 連 携 し た 行 事 等	内 容
おもと会介護老人保健施設はまゆう お 誕 生 日 会	毎月行われるお誕生日会に年に1~2回参加(遊戯披露)

■賠償責任保険の加入状況■

以下の保険に加入しています。

保 険 の 種 類	賠償責任保険
保 険 の 内 容	施設管理者 生産物
保 険 金 額	36,260 円

■虐待防止のための措置■

利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者を定め、職員に対する研修を実施します。

虐 待 防 止 責 任 者	氏名：當銘 秋乃 TEL：098-852-3011
---------------	---------------------------